

毎年3月1日～5月31日は

「春の山火事予防運動」を実施しています

山火事にご注意を！



令和7年2月28日(金)発生 武石上本入 大規模林野火災

3月2日(日)には、ほぼ消し止められた状態の「鎮圧」となりましたが、約60haの山林が焼損しました。
(無届けのたき火によるもの)

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多いことから山火事が発生しやすくなります。市内では昨年2月、武石地域で大規模な山火事が発生しました。山林内の消火活動は困難を伴い、焼損した森林の回復には、長い年月と多大な労力や費用などを要します。

林野火災発生原因の大半は「たき火」「火入れ」「野焼き」などの屋外焼却であり、人為的な要因によるものです。私たち一人一人が気を付けることで山火事を防ぐことができます。

火を使う際は決まりを守り、山火事の発生を防ぎましょう。



市ホームページ
ID: 124607

問 森林整備課
☎23・5124



使うときの決まり

- たき火をする際は、消防署に届け出を行うこと※
- 枯れ草などのある、火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- たき火など火気の使用中は、水バケツなど消火の準備をして、その場を離れず、使用後は完全に消火すること

※消防署への届け出は、消防署が焼却行為そのものを許可・承認するものではありません。

- 強風注意報、乾燥注意報の発表時、林野火災注意報、林野火災警報または火災警報の発令時は、**たき火や火入れをしないこと**
- たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火遊びはしないこと、また、させないこと



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、屋外での廃棄物の焼却(いわゆる「野焼き」)は**一部例外を除いて禁止**されています。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 環境政策課 ☎23・5120



市ホームページ
ID: 3880

「林野火災注意報・警報」が新設されました

令和8年1月から「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。

注意報・警報の発令は、市防災ポータルサイト、市公式メール・LINEなどでお知らせします。屋外での火の取り扱いにはご注意ください。

注意報・警報が発令されたら

注意報

火の使用の制限
努力義務

警報

火の使用の制限
義務(罰則あり)

メール・LINEの
登録は
こちらから

市公式メール
(市ホームページ)
ID: 92668

詳細はホーム
ページをご覧
ください



市公式LINE



市公式LINE

山火事を防ぐために皆さんのご協力をお願いします。